

データ資料39 府環境を守り育てる条例に基づく特定施設  
(汚水)を有する工場・事業場数

(19年3月末現在)

府条例施行規則 別表第2の4の番号	業種又は特定施設名	届出事業場数		条例の特定施設のみを 有する事業場(再掲)
2	畜産食料品製造業	15	(7)	2
3	パン・菓子の製造業等	6	(3)	3
4	清涼飲料製造業	10	(5)	1
5	めん類製造業	1		
6	化学繊維製造業			
7	木材・木製品製造業	7	(3)	5
8	パルプ・紙等の製造業	13	(1)	12
9	出版・印刷業	8	(2)	8
10	無機顔料製造業			
11	その他の無機化学工業製品製造業	5	(2)	2
12	カーバイド法アセチレン誘導品製造業			
13	コールドロール製品製造業			
14	写真感光材料製造業			
15	その他の有機化学工業製品製造業	16	(7)	7
16	医薬品製造業	1	(1)	1
17	農薬製造業			
18	砕石業			
19	鉄鋼業			
20	非鉄金属製造業			
21	金属製品・機械器具製造業	1	(1)	
22	給食センター	12		12
23	鉄道業	1		1
24	弁当仕出屋・弁当製造業	1		1
25	食堂・レストラン	16	(8)	7
26	バッテリー解体	2	(2)	1
27	廃ガス洗浄施設	46	(21)	23
28	し尿浄化槽(201~500人槽)	135	(66)	111
29	共同排水処理施設			
合 計		296	(129)	197

- (注) 1. 水質汚濁防止法に基づく特定施設以外の施設で、京都府環境を守り育てる条例により特定施設として定められている施設を有する事業場を記載しました。  
2. ( )内の数は規制対象事業場の内数です。